

“Samurai Rhythm Academy” 会員規約

<定義>

第1条

本規約は、一般社団法人流行天国工房が主催する「Samurai Rhythm Academy」の会員並びに本スクールに入会しようとする者に適用されるものとする。

<会員資格等>

第2条

会員は、本スクールの目的に賛同し、本規約を承諾するものとし、所定の確認書を提出することにより、本スクールの諸施設の利用に耐え得る健康状態であることを自らの責任のもとに本スクールに申告した者とする。また、過去に本スクール会社より除名等の通告を受けていない者とする。

<会員制度について>

第3条

本スクールは会員制とする。

<入会手続き>

第4条

本スクールに入会しようとする者は、本規約に同意した上で、以下の定める手続きを行わなければならない。

1. 所定の申込書により入会申込みを行い本スクールの承認を得た上、会員区分に従って初期登録料及びその他所定の費用等以下の定める手続きを行わなければならない。
2. 未成年者が入会しようとする場合は所定の書類により保護者の同意を得た上で、申し込むものとする。この場合、保護者は自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。
3. 入会手続き後、住所等、所定の申込書の記入事項に変更があった場合はすみやかに本スクールに届出を提出する必要がある。

※「入会手続きについて」参照

<初期登録料・諸会費・諸費用>

第5条

1. 会員区分毎の初期登録料及び諸会費・諸費用は別に定める。
2. 会員は別に定める諸会費納入期日までに、それぞれの諸会費を払い込まなければならない。
3. 一旦納入した初期登録料及び諸会費・諸費用は、これを返還しない。

<会員資格の取得>

第6条

第5条の手続きが完了した時点において、会員資格を取得したものとする。

<会員資格の相続・譲渡>

本スクールの会員資格は他に相続・譲渡できない。

<会員資格の喪失>

第7条

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としての如何なる権利を喪失する。初期登録料、諸会費及び諸費用は返還しないものとする。

1. 会員の都合により退会を申し出、本スクールがこれを承認した場合。
2. 第8条により除名された場合。
3. 会員本人が死亡した場合。
4. 経営上やむを得ない事由により、本スクール施設を全て閉鎖した場合。

<会員除名>

第8条

次の各号に該当する場合、本スクールはその会員を本スクールから除名することが出来る。

1. 本スクールの規約及び諸規則に違反した場合。
2. 本スクールの名誉を傷付け、秩序を乱し、本スクール会員としてふさわしくない行為をした場合。
3. 諸会費及び諸費用の支払いを怠った場合。
4. 法令に違反する、または社会通念やマナーに基だしく欠ける行為があった場合。
5. 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があった場合。
6. 第16条の確約・禁止事項に違反した場合。
7. その他本スクールが本スクール会員としてふさわしくないと認めた場合。

<損害賠償>

第9条

1. 本スクールの施設利用に際して、本人または第三者に生じた人的、物理的事故については会社は一切損害賠償を負わない。
2. 会員が本スクールの施設利用に際して会社又は第三者に損害を与えた場合、すみやかにその賠償の責に任じるものとする。
3. 但し、事故または損害を与えた原因が明らかに、従業員スタッフ・インストラクター講師の過失、及び器具類の不具合による場合はこの限りでないものとする。

<盗難>

第10条

会員が本スクールの利用に際して生じた盗難については、一切損害賠償の責を負わない。

<紛失・忘れ物>

第11条

1. 会員が本スクールの利用に際して生じた盗難については、一切損害賠償の責を負わない。
2. 忘れ物については、一定期間保管した後、処分するものとする。

<禁止事項>

第12条

1. 所定の場所以外での飲食、喫煙
2. 酒気を帯びての本スクール施設利用
3. 外傷、皮膚疾患、伝染病を有する者のスクール施設利用
4. 危険物及びペットの持込み
5. 過去に会社より除名の通告を受けた者のスクール施設利用
6. 賭博行為、勧誘、セールス行為、及びそれに類する行為で、他のお客様に迷惑を及ぼす行為
7. 無許可の写真・ビデオ撮影、録音等
8. 無許可のアンケート協力等の依頼行為
9. 他人を誹謗・中傷すること
10. 他人に対する暴力行為や威嚇行為
11. 痴漢、覗き、露出など公序良俗に反する行為
12. 施設内に落書きや造作をすること
13. その他、本スクールの施設目的にそぐわない行為

<施設・設備・サービスの廃止と利用期限>

第13条

天変地異・法令の制度改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他のやむを得ない事由が発生した場合、会社は施設・設備・サービスの全部若しくは一部廃止、又はその利用を制限することが出来る。

<休・退会手続>

第14条

会員は本スクールを休・退会する際は、所定の休・退会届を本スクールが定めた締切日までに提出しなければならない。

※◆「休・退会手続きについて」別途参照

<会費等の変更>

第15条

1. 本スクールは、本契約に基づいて会員が納入すべき会費等を施設の事情により変更することが出来る。
2. 前項の場合、会社は原則として1ヶ月以上前までにその内容を会員に書面にて通知するものとする。

<反社会的勢力の排除>

第16条

1. 会員は、現在及び将来に渡って、次の各項の事項を確約するものとする。
 - ・自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員及び関係者（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
 - ・自らの所属する法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
 - ・反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結し、又は登録するものではないこと
2. 会員は、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしてはならない。
 - ・本スクール関係者及び他の会員等に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ・偽計又は威力を用いて本スクールの業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
3. 前2項の違反により、除名・会員資格喪失となった場合も、該当会員は、これにより生じる損害について、本スクールに対し一切の請求を行うことはできない。

<利用規約>

第17条

会員は、利用規約を遵守する義務を負う。

<発行日>

1. 令和2年9月3日
2. 本規約は、必要に応じて随時改正を行う。改正が行われた場合、原則として書面による通知により周知を図るものとする。また、改正の効力は、全ての会員に及ぶものとし、会員は異議なく新しい規約を遵守するものとする。

※◆休会手続きについて

- ・休会をご希望される月の前月20日までに、所定の用紙に必要事項をご記入の上ご提出ください。
- ・前月21日以降のお申し出にしましては、翌々月からとなります。

※休会期間中は在籍管理費として1,000円+消費税/1ヶ月の引落としとなります。

※休会期間は最長3ヶ月とし、当該期間を過ぎますと自動的に復会となり、通常の月会費請求となります。あらかじめご了承ください。

◆退会手続きについて

- ・退会をご希望される月の前月20日までに、所定の用紙に必要事項をご記入の上ご提出ください。（ご本人様以外の受付は不可となります。）
- ・前月21日以降のお申し出にしましては、翌々月の退会となります。

上記内容に同意し、署名します。



年 月 日 ご署名：